

公共的施設見直し指針

平成 25 年 4 月

海 津 市

1. 趣 旨

平成17年3月に海津郡3町が合併して誕生した海津市では、旧3町において、個々の地域住民のニーズに応じた行政サービスの提供、地域経済の活性化等を目的に整備し、活用されてきた公共的施設をそのまま引き継ぎました。このため、同様の機能を持つ施設が重複しているものがあり、合併後は、海津市総合開発計画の基本構想に掲げるまちの将来像「協働が生み出す魅力あふれるまち海津」の実現を目指し、基本目標である「効率的な行財政運営」の視点を踏まえ、「公共的施設の統廃合整備」施策を推進してきたところであります。

公共的施設の統廃合整備は、同種の施設を単に一元化するというだけでは、市民の利便性が損なわれる可能性もあることなどから、市民の意向や本市の財政事情を総合的に勘案して進めていく必要があります。公共的施設は行政サービスを提供するための大切な手段の一つでもあるということを踏まえ、海津市行政改革大綱に基づいて、現状の公共的施設の目的と効果を検証し、本市の行政需要に適合した公共的施設のあり方について、更なる見直しを行うために、この指針を策定しました。

今後は、この指針に沿って、公共的施設の見直しに取り組むものとします。

2. 対象施設

この指針で対象とする公共的施設は、海津市総合開発計画後期基本計画に基づき、別表で掲げる施設とします。

3. 基本方針

今後の施設のあり方について、市政運営にあわせ、以下に基づき、市全体として適正な施設の配置とするとともに、新たな施設需要にも対応できるよう検討を行います。

(1) 一体性の確保と適正配置

名実とも市としての一体性を確保するために、類似施設の重複や過剰な配置を避け、市全体として効果的かつ適正な配置に向けて計画的に取り組めます。

(2) 既存施設の有効活用による効率的な行政経営

公共的施設整備等のハード施策に偏重することなく、既存施設の有効活用に重点を置き、人口構成や社会情勢の変化により、既に稼働率の低下や余裕スペースが発生している施設については、維持コストや行政サービスの効用、住民のニーズなどを総合的に検討し、他施設との機能統合、用途転換、廃止を行うなどの見直しを行います。また、今後新たに建設が想定される施設についても、既存施設と同様の総合的な検討を行うことにより、効率的な行政経営と新たな需要への対応の両立を図ります。

さらに、廃止する施設については、建築物自体、あるいは建築物撤去後の跡地について、資産としての有効活用を図ります。

(3) 施設の改築・改修方法の見直し

「老朽化したら建替える」という従来のサイクルを改め、既存施設を良質な社会資本として維持・保全するため、原則既存施設を活用した、耐用年数の長寿命化や機能の保全・向上を図ります。

(4) 民間活力の導入

行政が撤退しても民間によるサービスの量や質が確保される施設、又は民間の方が効率

的・効果的に運営できる施設は、積極的にアウトソーシングを検討・推進します。

4. 公共的施設見直しの方向性

各既存施設の今後のあり方について、法令等の制約がないものを対象に、地域ニーズと施設の維持コストのバランスを検討し、次の基準で見直します。

(1) 見直しの基準

- ①「廃止」→→→
 - ・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。
 - ・既に設置時点の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。
 - ・施設が老朽化している。
- ②「転用」→→→
 - ・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。
 - ・既に設置の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。
 - ・施設が老朽化していないため、他の目的施設へ転用が可能で、かつ、他の目的施設の需要がある。
- ③「統廃合」→→
 - ・他に同様の目的を持った公共的施設が市内にあり、利用について集約できる可能性がある。
- ④「民営化」→→
 - ・行政が事業主体として運営に関与する必要がない。
 - ・受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある。
 - ・同一分野において、既に民間市場が形成されている。(民営化した方が効率が良い。)
- ⑤「指定管理者制度の適用」→→→
 - ・行政が管理運営しなくても問題ない。
 - ・民間の方がより効率的・効果的に管理運営できる。
- ⑥「一部委託」→
 - ・行政が管理運営しなくても問題ない。
 - ・事務等の一部について、民間の導入により効率的・効果的に管理運営できる。
- ⑦「地域団体への移譲」→→→
 - ・既に地域団体へ業務委託、又は指定管理者制度による指定がされている施設で、その利用実態から実質地域団体等の施設となっている。

(2) 存続する施設の方向性

見直しを行った結果、直営による「存続」とされた公共的施設であっても、その運営については、安易に従前どおりに行うのではなく、次の事項について改善を行います。

- ① 効率的な管理運営
 - ・収支改善又は確実なコスト削減目標の設定
 - ・管理及び運営に要する全ての経費と、使用料や事業収入等について、施設ごとにトータルコストの計算の実施
 - ・利用者負担の見直し
- ② 有効性の向上
 - ・利用率及び稼働率目標の設定
 - ・利用率及び稼働分析の定期的な実施

- ・ 利用者ニーズの定期的な把握

5. 見直し手続き

前記の「3. 基本方針」及び「4. 公共的施設見直しの方向性」を踏まえ、各施設について、次の方法により見直しを行います。

(1) 公共的施設の見直し手続き

公共的施設の見直し手順は、公共的施設分析シート（別紙1）を基に、公共的施設の見直しフロー図（別紙2）に沿って見直し作業を進めます。

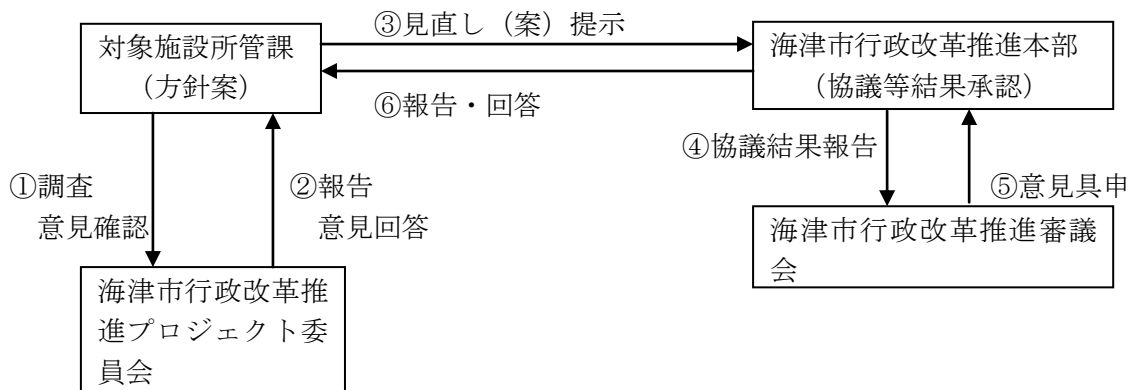
6. 公共的施設見直しの推進体制等

(1) 推進体制

公共的施設の見直しを具体的に実施するため、本指針に沿って、施設を管理する所管部局は、いつまでに、どの施設を、どのように見直していくのかについて定めた「公共的施設の見直し工程表」を策定するものとし、事務局において取りまとめるとともに、庁内の執行部幹部職員で組織する市行政改革推進本部及び庁内の各課係長級職員で組織する行政改革推進プロジェクト委員会により、全庁的・総合的に取り組みます。また、必要に応じて市民や学識経験者により構成される行政改革推進審議会から意見、提言を受けながら推進します。

なお、公共的施設の見直しは、組織や定員管理、および財政の健全化と密接に連動することによりその効果が発揮できるものであることから、各計画や相互の整合性を確保して取り組みます。

● 推進体制フロー



別紙 1

公共的施設分析シート

施設名	
担当部課等	

※ 各項目の回答が「はい」の場合は、「はい」の欄に○印でチェックしてください。
「はい」の数が多い施設は、今後の在り方を検討する必要がある施設です。

施設の老朽化度		はい
1	築後30年を超える施設	
2	過去30年の間に大規模改修が行われていない施設	
3	上記1及び2に該当し、今後、大規模改修の計画がない施設	
4	経過年に関係なく、現に施設の老朽化が著しくみられる施設	
5	昭和56年(1981年)度以前に建築され、耐震構造となっていない、または耐震補強が行われていない施設	

必要性		はい
1	設置について、法令等(条例・規則除く)により行政の関与が定められていない施設	
2	民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている施設(当該施設がなくなっても利用者ニーズに応えることができる。)	
3	社会情勢の変化等により、既に設置時点の目的が達成された、又は薄れてしまった施設	

有効性		はい
1	設置の目的に応じた効果が現れていない施設(利用者数が一定数以上保たれていない。今後も利用者が増加する見込みがない等)	
2	他に同様の目的を持った公共的施設が市内にあり、利用について集約できる可能性がある施設	
3	受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある施設	

公共性		はい
1	行政が事業主体又は管理運営しなくても問題ない施設(社会的・経済的要支援者を対象としていない施設等)	
2	同一分野において、既に民間市場が形成されている施設	
3	民間の導入により、現状より効率的・効果的に管理運営できる施設	
4	既に地域団体へ業務委託、又は指定管理者制度による指定がされている施設で、その利用実態から実質地域団体等の施設となっている施設	

公共的施設 見直しフロー図

